

大和市告示第45号

大和市中企業融資制度利子補給要綱及び大和市中企業信用保証料補助要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和2年3月26日

大和市長 大木 哲

大和市中企業融資制度利子補給要綱及び大和市中企業信用保証料補助要綱の一部を改正する要綱

(大和市中企業融資制度利子補給要綱の一部改正)

第1条 大和市中企業融資制度利子補給要綱（平成21年大和市告示第30号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の1項を加える。

(令和2年新型コロナウイルス感染症に係る特例措置)

- 2 当分の間、中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第5項第4号（令和2年経済産業省告示第36号に掲げる事由に係るものに限る。）に該当するとして同項の規定による認定を受けたことに基づき大和市中企業融資制度要綱第8条第2項の規定により同要綱別表第1に掲げる大和市中企業緊急支援資金の融資対象資格の認定を受けた者に対する第5条及び別表第1の規定の適用については、同条中「300,000円」とあるのは「500,000円」と、同表大和市中企業緊急支援資金の項中「50パーセント」とあるのは「100パーセント」とする。

(大和市中企業信用保証料補助要綱の一部改正)

第2条 大和市中企業信用保証料補助要綱（平成21年大和市告示第152号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の1項を加える。

(令和2年新型コロナウイルス感染症に係る特例措置)

- 2 当分の間、中小企業信用保険法第2条第5項第4号（令和2年経済産業省告示第36号に掲げる事由に係るものに限る。）に該当するとして同項の規定による認定を受けたことに基づき大和市中企業融資制度要綱第8条第2項の規定により同要綱別表第1に掲げる大和市中企業緊急支援資金の融資対象資格の認定を受けた者に対する第5条第1項の規定の適用については、同項中「50パーセント」とあるのは「100パーセント」と、「100,000円」とあるのは「300,000円」とする。

附 則

この要綱は、公表の日から施行する。